会 議 録

<u> </u>				
会	議の	名 科	ĸ	令和3年度 第2回西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会
開	催	日	時	令和4年1月20日(木) 午後2時から午後3時まで
開	催	場	所	西東京市立保谷第二小学校
出	席者		者	吉村潔委員長(東京女子体育大学教授)
				真鍋五十鈴委員(西東京市民生委員児童委員協議会主任児童委員部会長)
				印部眞子委員(豊島区教育委員会教育部教育センター 主任主事)
欠	店	亏	者	岩崎昭委員(弁護士)
事	衫	, T	局	荒木忍(教育部統括指導主事)長峯貴弘(教育部教育指導課指導主事)
議			題	いじめ防止に係る対策の推進について
会	議資料	中の名	3 称	次第 第2回 西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会
				資料2 いじめ防止等の対策の取組状況について
記	録	方	法	□全文記録 ■発言者の発言内容ごとの要点記録 □会議内容の要点記録

1. 開会

事務局より開会の挨拶

2. 資料の説明 <事務局より資料の確認と説明>

3. 議題

○委員長:

事務局から第1回会議録の確認を求められた。意見、訂正等がある方は、後程事務局の方に連絡を していただきたい。

次に、事務局より「資料2のいじめ防止等の対策の取組状況について」の説明があったが、この取組状況について、意見交換をしてから、最後に「保護者向けリーフレット」についての意見交換をしたい。

まず、資料2の重点課題設定校数というのは、18のチェックリストごとの項目に対して、各学校が 重点課題として取組んだということでよいのか。6月にチェックして重点課題として取組んだ結果が 実施校率の向上につながっているということでよいのか。

○事務局:

重点課題設定校数は、学校が当該チェックリストを重点課題として取組んでいる学校数であるが、 6月の調査結果ではなく、11月の調査結果に基づき、各学校で重点課題として設定した校数となる。

○委員長:

11 月の結果、重点課題として設定したということは、弱点がここだということで今現在重点課題として取組んでいる最中ということか。この中で、チェックリスト⑮の「全職員が、保護者等に対して、学校いじめ防止基本方針の概要を説明することができるようにしている。」という項目が異常に低い、そして、22 校が重点課題として設定しているということは、学校いじめ防止基本方針を学校ホームページや学校だよりで説明しているが、保護者会等個々の教員が対応する場での説明はしているのか。個々の教員はそのことを触れずに説明不足であるということの結果ではないか。

○事務局:

⑮のチェック項目は、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができることとなっているところを「学校いじめ防止基本方針」を一字一句言えないとダメといった誤った解釈をしていたり、全校教職員ができなければダメとなっているため、本当に全校教職員が適切に説明できるのか不安になり実施できていないと回答する教員がいると推測している。

○委員長:

学校がいじめ防止の啓発をホームページ等でしているのは分かるが、個々の教員がそのことを理解して、保護者等に説明しているのかということが、この48%という数字に出ているのではないか。校長先生等管理職はよく理解しているが、個々の教員がそこまで感度が高くなっていないというのが、この数字だと思うが。子どもたちと直接触れ合うのは、管理職ではなく個々の教員なので、この人たちの感度を高くしていかないといけないと思う。

○委 員:

私も同じことを思っている。管理職は非常に熱心で感度が高いが、教員の中には自分の課題として考えていない教員が半数くらいいるということではないか。この教員たちの意識や感度を高めていくことが非常に大事なことと思う。

○委員長:

数字的には半数である。このチェック項目⑮だけ、他と比べて非常に低い。一人一人の教員の半分以上が、保護者会等で担任として説明をしてこなかったということである。学校として保護者に色々説明はしているが、そのことを学校任せにして、個々の教員が自分のこととして認知していないのではないか。48%だから、課題として挙げるのは良いが、大事なのはここから先である。課題ととらえている学校がどんな方法を取ろうとしているのか、そこが一番大事だと思う。方針を覚えていなかったから、単に覚えて改善しましたというのではなく、例えば3学期の保護者会、学年だより等では、必ずいじめ防止等の話をすること等、具体的な行動にまで繋げていかないといけない。

保護者への啓発活動は非常に重要である。いじめがあった場合に保護者と同様な考え方で対応していかなければならないので、学校の考え方を常日頃から保護者に伝え理解してもらうとともに、意思疎通を図っていくことが非常に重要である。

○委 員:

保護者から時々聞くのが、学校といじめの話をした時に、管理職の先生と担任の教員で問題に対する温度差が非常にあるケースが時々あり、そのようなケースでは保護者が学校に対し不信感を抱き、 些細な事柄でも大きな問題に発展してしまう場合があるので、保護者に不信感を与えないためにも管理職と個々の教員の対応を合わせて学校が一丸となって対処していかなければならない。

○委員長:

チェック項目®に関しては、当委員会としても課題としてとらえ、これを改善するための方策が、 各学校でどのように取り組んでいくのか見守りたいと思う。

他のチェック項目で気になったところはあるか。

○委 員:

チェック項目®の「学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割にについて、全教職員が理解している。」もこの中では、低い結果だが、教員の立場により、関係機関と連絡を取る教員と取らない教員というように分かれるのか。

○事務局:

いじめ問題を扱ったことのある教員は、やはり意識が高くなっている教員が多くおり、対応したことのない教員は、関係機関を知らない教員が多い。

○委員長:

対象は全教員なのか。

全教員となると、新卒1~2年目という教員は「関係機関」というものがよくわかっていない部分 もあるかもしれない。学校の基本方針を、年度の初めに管理職から教職員に、異動してくる教員もい るのだから、毎年毎年伝える中で、関係機関との連携の仕方についても話しているはず。新人の教員 がいるにしても、もう少し上げたい。

○事務局:

チェック項目③にあるように、年3回以上の校内研修、OJTをとおして、いじめの対応等について扱っている。

○委員長:

西東京市は年3回やっているということであれば、学期に1回は行っているので、関係機関との連携について分かってくるはずである。

○委 員:

現場で相談をやりながら教員と色々話をすると、これまで不登校やいじめ問題に多く関わってきた 教員は、大変よく知っており、対応したことの無い教員はあまり知らない、といった差が生じている。 それはやむを得ない。最低限、学校としてどの教員もこれだけは覚えよう、例えば、「最低限、関係機 関の役割について把握すべきこと」について図式化したものや資料があれば、そして全教職員が、把握しようという共通理解ができていれば、「これについては校内研修などで見せました・見ました」ということができ、安心してチェックできる。「「これができれば」「こうなっていれば」チェックできる」といったものがあれば取り組みやすい。

○委員長:

いい面は、チェック項目⑥が、6月段階では、3分の2くらい。11月では、100%。教員は小さな事例でも校内の委員会に必ず報告することが徹底できている。自分では抱え込ます、委員会、組織につなげている。3分の2が100%になっている。ここは評価できる。

○委 員:

チェック項目®についても改善している。自分一人で関わることなく報告し、管理職や皆とともに解決していく行動は、教員自身も振り返る機会になるということである。6月から11月の実施校率の変化を観れば改善されている。

○委員長:

チェック項目⑥、⑨では学校が早い時期に行った6月の結果をふまえて、いい方向に改善できている。評価できる。反対に一番の課題はチェック項目⑮と⑰、いじめに当事者として関わったことのない教員や若い教員にもう少し関係機関との関りをもって解決していくんだという認識を高めていきたい。

○委 員:

若い教員が一人で病んだりしないように全体で見ていくことで改善していくようにしたい。

○委員長:

チェック項目⑥や⑨のように改善しているものは良さとして学校にぜひ伝えて、チェック項目⑤番については具体的にどうするか各学校で取り組んでいただきたい。

○委員長:

それでは後半に入ります。リーフレットはいつ頃保護者に配布する予定か。

○事務局:

年度の初めの保護者会などの機会に、西東京市はこのようにいじめ対応に取り組んでいるということを配布できたらと考えている。

先ほどからの話を伺っていて、これに西東京市ではなく各学校のいじめ防止基本方針をそれぞれの学校が書けるスペースを用意し、各学校がそのスペースを埋めて、それを学級の懇談会や、学年の保護者会などの際に各教員が説明すると、先ほど低かったチェック項目⑮の「保護者に対する説明」の実施校率を増加させることが期待できる。

リーフレット「2 西東京市のいじめの状況について」の箇所をすべて学校のいじめ防止基本方針の概要として学校が自ら作成することで、当事者意識を持つことができる。教育委員会から学校に周知する際に「この箇所は学校が埋めて、学校が保護者会の時に説明する」こととすることで、教員は説明するからには、しっかり自分たちの方針を読み込むことになので、説明できるようになると期待できる。

保護者向けの啓発に課題があるというのが先ほどの取組状況のデータであったので、これを、市の 方針と学校の方針、それを受けた学校の考え方を合わせて各学校が必ず最初の保護者会で説明してい くと、市全体として先ほどのチェック項目⑮の実施校率がもっと上がる。

○丞昌長

保護者向けということで、分量的にはA4サイズ表裏くらいである。

○事務局:

文面もできるだけ分かりやすく、かみ砕いた表現でお伝えしたい。

○委員長:

ここで、1番の「いじめの定義」、2番「いじめの状況」、ということだが今の話で、2番は「いじめ

の状況」ではなくここは「基本方針」とし、裏面に市のいじめ問題への対応となっている。この委員会としてこういう内容を入れたほうがいいというものがあれば入れていきたい。

いじめの定義を分かりやすく入れることはとても大事である。いじめというのは、どのようなことをいじめとして捉えているのか、保護者・学校・教育委員会が共通でなければならないので、表現の仕方はこれから考えるにしても入れる必要がある。

○委 旨:

具体的にどのような表現にしたらよいかすぐには思いつかないが、問題の解決には、学校と保護者が協力していくことが大事であるというような、学校から保護者にお願いするような内容があるといい。学校と一緒にやっていこうという感じに受け止められるような内容があるといい。

○委員長:

いじめの問題は学校だけでの解決ではない、学校・家庭・地域ぐるみでいじめを許さないという姿勢を子どもたちに見せていくことが大事である。

○委 員:

委員長の言うとおり、地域というのはとても大事。学校でも家庭でもないところでいじめられたり、 いじめの場面を地域の人が見かけたりすることもある。

○委員長:

学校、地域、保護者が協力して取組むことで、いじめの防止、重大事故の防止につながっていくということを保護者に理解してもらえるように「こういう風にいじめについて考えている」という西東京市のいじめ問題の対応をインパクトのある短い言葉で表現してはどうか。

○委 員:

学校外で、時折些細なことを見かけることがあるが、このような些細なことがいじめにつながっていくのではないか。普段から地域の人達が声を掛けたり、見守っていることは非常に大事なことであるので、委員長の言うとおり強く訴えるようなものがあると良い。

○委員長:

保護者向けだが、学校と保護者、プラスして地域が一緒になって取り組むことが大事なんだという ことが保護者に伝わるような表現がどこかにあるといいかな、ということが一つ。

○委 員:

保護者に信頼してもらわないといけないので、ただの標語だけに終わらずに、という点は大切である。

事務局:

いじめの定義の前にリーフレットのタイトルがあって、一緒に取り組みますという短いメッセージがあり、そもそも定義とは、学校はこういう風に基本方針を立てました、という流れで行くと理解し易いのではないか。いじめ防止対策推進方針法をすべて掲載することを考えたが、QRコードにしてホームページで確認できるようにし、メッセージを掲載、分かりやすくしたい。

メッセージは学校の教員の意見も聞きながら書いていただく。

○委員長:

要は、児童生徒本人が苦痛に感じていることがいじめなんだと捉えている。法律は(ネットに)飛べば読めるのでそれをもっと簡潔に。今は、子ども本人が苦痛に感じたことがいじめと認識している。そういう表現で書いても良いのかもしれない。

最後に相談窓口を載せるのは非常に良いと思う。

○委員長:

西東京市の相談窓口は、主に「ゆうやけ電話相談、ほっとルーム、教育相談」の3つか。

○事務局:

ゆうやけと教育相談が教育委員会で、ほっとルームは市長部局の子育て支援課で扱っている。

○委員長:

このリーフレットの趣旨は、まず第一に学校へ相談するということでよいか。 西東京市のいじめ問題への対応について「未然防止」「早期発見」「早期対応」の紹介があったが、 3つ以外にもあると思う。重要なところをピックアップしたというところか。

○事務局:

もっと言えば、「重大事態とは」「重大事態になるとこうなる」とか、までを書いた方がいいと考えるが、広く周知するということでは、ここまでかと考える。

担任の教員に相談した後にどうなっていくのかのフロー図の挿入をするか迷った。担任に相談、学年主任・管理職に相談、学校が委員会に掛ける、教育委員会に一報が行く、といった流れがわかれば相談したらこうなるのかとわかることで安心していただけるかと考えるが、まずはここでご意見をいただきたい。

○委 員:

フロー図について個人的には、いいと思う。一方で、保護者の中には担任の教員には話せない方もいる、そうなると相談できないという受け取りをするのでは、といった心配がある。

学校には伝えたいけれど、担任の教員には話がしにくい保護者がいる。そういう保護者には、話しやすい教員に誰でもいいから相談してくださいと、伝える。

「こういう流れでなくては」という縛りや、管理職に必ず話が行ってしまうとかえって心配、という受け取りをする方もいるので、その辺りの配慮をしていただきたい。

○委員長:

すべて文字なので、フロー図みたいなものがあってもいいが、保護者からすると学校は担任でなく ても学年の信頼できる教員、養護教諭、スクールカウンセラーとか誰でも相談できる。

学校にと言っても保護者は、担任にはだれでも相談できることが分かっているが、担任には言い辛いという場合もある。

その場合には、「学校の教職員、誰でもよいから相談して下さい。」というのは必要である。 フロー図以外認めないということは、ないようにしないといけない。

○委 員:

保護者の中には、特に若い親御さんは学校に相談するときにだれに相談したら良いか分からない。 担任以外に相談してはいけないと思っている人もいるので、それは、ぜひ載せていただきたい。 また、守秘義務についても書いていただきたい。

学校として共有することは大切なことだが、保護者としては、話がいきなり広がったり、大きくなったりするのではないかと、心配して相談しなくなることがないようにする。

○委員長:

いただいた資料の対応に照らし合わせて言うと、リーフレットは紙面的に難しいと思うが、いじめで大切なのは、1から4まで対応した後に一番下に「解決」の中身をよく読むと「いじめが解決したと思われた後の学校の知らないところで陰湿ないじめが継続していた事例もあります。」ということがあり、解決ではなく、その後の見守り、早期対応ではないが、最後のところに一定の解決方法に「見守る」ということが大切。学校が解決したと思っていても解決していなかった、ということがある。

「解決、見守り」という言葉を入れてはどうか。保護者としては、しばらく見守ってくれているのだという安心感がある。

先ほどの案の、学校に書いてもらう紙面が限られるから、何を書いてもらうか非常に難しい。教育委員会とダブらないように学校は何を書くか、学校が一番対応の柱としていることを書いてもらえばいい。詳しくは、学校のいじめ防止基本方針。そして、保護者会の時に説明する。何を記載してもらうかは教育委員会として、指示をして書いてもらわないと難しい。

○委員長:

先ほどのデータのところで意見交換した「関係機関」が少し薄い感じがするので、学校だけでなく 学校外も含めてお願いします。

○委 員:

「相談窓口」の空欄はもう少し詳しく書かれるということでよいか。

○事務局:

主だったものを入れたが…窓口はたくさんあると良いと思ったので、国とか警察とか人権擁護委員だとか、いろいろ載せてみようと考えている。

子どもたちにも年5回くらい配っているが、保護者も直接知っていてもよろしいかと。ここに載せてあるのは子ども向けだが子どものことであれば親も相談できる窓口である。

資料の東京都の相談窓口の一覧の一部を掲載するイメージである。

○委 員:

実際、教育委員会にもいじめの電話はかかってきているのですよね。

たくさんあると逆にどこに電話をかけていいかわからない。そういう時は、上からかけていくので、 それで西東京市が上に来ているということか。

○事務局:

ゆうやけ電話相談が4時半から6時半。退職した校長がいじめ、体罰、虐待の報告・相談を受ける 窓口として広く周知しているので、そこが一番かなと。

○委 員:

時間帯は入れるのか。

○事務局:

実際には載せたいと思っている。電話相談だけなので、今の子は電話が敷居が高いようなので、子どもからもかかってきているが、電話を掛けたことがないという子もいるので、それ以外の窓口をいくつか載せておきたい。市には相談したくないという人もいると思うので、東京都などいろいろな窓口を若干載せておきたい。

「たくさんあると何処に相談してよいかわからない」ということがあるので精査していきたい。

○委員長:

スタートアップ期間の面接というのは、コロナに関係なくこれからもこの時期に全教職員と行うということでとても良いことだと思いますが、評判はどうですか。

○事務局:

とても好評である。

○委員長:

検討内容については以上だが、いじめ問題に関して前回から半年たつので、何かあれば。

○委 員:

相談があったときに、子どもが「相談して良かった」「相談すればこういう良いことがある」という 実感が持てるような対応であってほしい。良かったという実感を子どもに持ってほしい。また、保護 者にも信頼して良かったという実感を持てるようにしてほしい。

○委員長:

報道などで、「相談したって解決するわけでないので相談する意味がない」と答える子どもの声がある。

○委 員:

担任には言いたくないという声も聞く。

○委員長:

学校も保護者も子どもの声に耳を傾けてほしい。子どもの話をよく聞いて、子どもが胸をなでおろせるような対応をしてほしい。

○委 員:

知っているようで保護者も詳しいことは知らないことがある。こちらが周知しているつもりでも届いていないところがある。届いてほしい情報が届いていない部分が多い。

○委員長:

先ほどから保護者会の話が出ていますが、保護者会に来れない方もいるので、そこにはなかなか伝わりにくい。

○委 員:

括りとして相談だけだが、他のケースでは、業務が分割されているので、「自分の悩みがどこに相談していいのか」「どこに電話していいのか」という相談をしに来る方もいるくらいなので、たくさんあっても、ということもある。

親御さんが直接相談できるところがすぐにわかるようになっていると良い。

○委員長:

西東京市には連絡システムはあるのか。学校と保護者のメールとか。

○事務局:

保護者宛ての一斉メール配信システムがある。

○委員長:

保護者会には来ないけれど、メールは読むという方がいる。そういった方にいじめに関して年度初めに啓発を配信するという方法がある。リーフレットや保護者会で周知の方法を模索してきたが、メールであればもっと多くの方に読んでもらえるかもしれない。

○委 員:

一所懸命に発信しても、絶対に届かない人がある一定数いて、そのような人たちがいるんだということを忘れずに対応していくこと。そうしないと、見捨てられているんだという感じになってしまう。 西東京市がいろいろと取組み、尽力していることが分かった。

危惧するのが、解決できない問題はあるだろうということである。一所懸命に取り組んでいる学校 ほど「解決、解決」というが、それよりも保護者や子どもにとっては、じっくり自分の話を聞いてほ しいとか、寄り添ってほしいとか、まずそこが大事なので、教員は分かっていると思うが、いじめの 対策・解決にだけ一所懸命になり、寄り添うことが疎かにならないようにご配慮いただきたい。

○委員長:

「いじめとかの前に日頃から児童生徒に寄り添ってほしい」というそういったことが一番の改善になるということである。

4. 事務連絡

以上